

# 石川県公報

平成 25 年 3 月 26 日 (火曜日)

号 外

(第 23 号)

## 目 次

規 則		
石川県育英基金条例施行規則の一部を改正する規則 (教育委員会事務局)	1	石川県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を教育長に委任する規則を廃止する規則 6
教育委員会		石川県教職員の互助会に関する規則の一部を改正する規則 6
教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則	1	石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正 7
教育長専決に関する規則の一部を改正する規則	2	石川県教育委員会文書管理規程の一部改正 7
石川県立高等学校規則等の一部を改正する規則	2	石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正 7
石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	6	

## 規 則

石川県育英基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第十五号

石川県育英基金条例施行規則の一部を改正する規則

石川県育英基金条例施行規則(昭和四十年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「商業科」の下に「若しくはこれに相当する学科」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 教 育 委 員 会

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

石 川 県 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会規則第一号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「申出る」を「申し出る」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「生徒定員、教員定数」を「及び生徒定員」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 附属機関の委員の任免、委嘱又は解嘱に関すること。

第二条第七号から第十号までを削り、同条第十一号を同条第七号とし、同条第十二号中「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の四号を加える。

九 県立学校において使用する教科用図書の採択に関すること。

十 義務教育諸学校(県立学校を除く。)において使用する教科用図書の採択に関する事務に係る指導、助言及び援助に関すること。

十一 文化財の指定又は解除に関すること。

十二 教育に関する公益信託の許可に関すること。

第二条第十三号から第二十号までを削り、同条第二十一号を同条第十三号とし、同条第二十二号を削り、同条第二十三号中「教育委員会の」を「教育委員会が」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 十五 教育職員の免許に関する事。
  - 十六 争訟に関する事。
  - 十七 市町教育委員会に対して是正の要求、是正の勧告又は是正の指示を行うこと。
- 第二条第二十四号及び第二十五号を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則

教育長専決に関する規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号（中）「課長、担当課長、課参事、課長補佐」を「本庁の分課の長」に改め、同号（四）及び（五）を次のように改める。

- （四）事務局職員及び教育機関の職員の勤務時間、旅行、休暇その他の服務、給与及び勤務成績の評定
- （五）県費負担教職員の給与

第二条第一項第二号に次のように加える。

- （六）公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定による職員

第二条第一項第三号から第八号までを削り、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書を採択すること。

第二条第一項第九号を同項第四号とし、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 六 教育委員会が管理する公文書の公開に関する事。
- 七 取上げ処分を除く、教育職員の免許に関する事。
- 八 訴えの提起及びその取り下げ並びに和解を除く、争訟に関する事。

第二条第一項第十二号を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県立高等学校規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県立高等学校規則等の一部を改正する規則

（石川県立高等学校規則の一部改正）

第一条 石川県立高等学校規則（昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「収容する基準生徒数」を「募集する生徒数」に改める。

（石川県立特別支援学校規則の一部改正）

第二条 石川県立特別支援学校規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「収容する基準幼児・生徒数」を「募集する幼児・生徒数」に改める。

（石川県立中学校規則の一部改正）

第三条 石川県立中学校規則（平成十五年石川県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「に収容する基準生徒数」を「が募集する生徒数」に改め、同条の表中「収容基準生徒数」を「募集生徒数」に、「三百六十人」を「百二十人」に改める。

(石川県立龍津高等学校規則及び石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則の一部改正)

第四條 石川県立龍津高等学校規則及び石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則（平成二十四年石川県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一條のうち、石川県立龍津高等学校規則別表の改正規定のうち、別表を次のものに改める。

別表（第2条関係）

印の学科は募集停止中

学 校 名	課 程	種 別	定 時 制 昼・夜間制別	設 置 学 科	募 集 生 徒 数
石川県立大聖寺実業高等学校	全 日 制			電子機械科	80人
				情報ビジネス科	40
石川県立大聖寺高等学校	全 日 制			普 通 科	240
石川県立加賀高等学校	全 日 制			総 合 学 科	80
石川県立加賀聖城高等学校	定 時 制		夜 間 制	普 通 科	40
石川県立小松商業高等学校	全 日 制			商 業 科	160
				情報処理科	-
石川県立小松工業高等学校	全 日 制			機械システム科	-
				機械テクニカル科	-
				機 械 科	80
				電 気 科	80
				電子情報科	-
				建築土木科	-
				建 設 科	40
				マテリアル科	-
石川県立小松高等学校	全 日 制			普 通 科	280
				理 数 科	40
石川県立小松北高等学校	定 時 制		夜 間 制	普 通 科	40
			昼 間 制	普 通 科	80
石川県立小松明峰高等学校	全 日 制			普 通 科	240
石川県立寺井高等学校	全 日 制			総 合 学 科	200
石川県立鶴来高等学校	全 日 制			普 通 科	160
石川県立松任高等学校	全 日 制			普 通 科	80
				総 合 学 科	120
石川県立翠星高等学校	全 日 制			総合グリーン科学科	160
石川県立野々市明倫高等学校	全 日 制			普 通 科	280
石川県立金沢錦丘高等学校	全 日 制			普 通 科	320
石川県立金沢泉丘高等学校	全 日 制			普 通 科	360
				理 数 科	40
				通 信 制	普 通 科
				衛生看護科	40
石川県立金沢二水高等学校	全 日 制			普 通 科	400
石川県立金沢中央高等学校	定 時 制		夜 間 制	総 合 学 科	40
			昼 間 制	総 合 学 科	160
石川県立金沢伏見高等学校	全 日 制			普 通 科	280
石川県立金沢辰巳丘高等学校	全 日 制			普 通 科	200
石川県立金沢商業高等学校	全 日 制			総合情報ビジネス科	280
石川県立工業高等学校	全 日 制			機械システム科	80
				電 気 科	40

				電子情報科	40
				材料化学科	40
				工 芸 科	40
				テキスタイル工学科	40
				デザイン科	40
石川県立金沢桜丘高等学校	全日制			普 通 科	360
石川県立金沢西高等学校	全日制			普 通 科	320
石川県立金沢北陵高等学校	全日制			総合学科	200
石川県立金沢向陽高等学校	全日制			普 通 科	160
石川県立内灘高等学校	全日制			普 通 科	120
石川県立津幡高等学校	全日制			体 育 科	-
				スポーツ健康科学科	80
				総合学科	160
石川県立羽咋高等学校	全日制			普 通 科	200
石川県立羽松高等学校	定時制		昼間制	普 通 科	40
石川県立羽咋工業高等学校	全日制			電子機械科	40
				電 気 科	40
				建設造形科	40
石川県立宝達高等学校	全日制			普 通 科	80
石川県立志賀高等学校	全日制			普 通 科	40
				総合学科	40
石川県立七尾東雲高等学校	全日制			テクニカル工学科	-
				デジタル工学科	-
				電子機械科	80
				演 劇 科	40
				総合学科	-
				総合経営学科	80
石川県立七尾高等学校	全日制			普 通 科	200
				理 数 科	40
石川県立七尾城北高等学校	定時制		夜間制	普 通 科	40
石川県立田鶴浜高等学校	全日制			衛生看護科	40
				専攻科	衛生看護科
石川県立鹿西高等学校	全日制			普 通 科	160
石川県立穴水高等学校	全日制			普 通 科	80
石川県立能登高等学校	全日制			普 通 科	40
				地域創造科	80
石川県立門前高等学校	全日制			普 通 科	80
石川県立輪島高等学校	全日制			普 通 科	120
				総合学科	80
	定時制		夜間制	普 通 科	40
石川県立飯田高等学校	全日制			普 通 科	120
				総合学科	40

欄11条の1の5、石川県立特別支援学校規則別表の改正規定の1の5、別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

学 校 名	対象障害種	部	科	学 科	修業年限	募 集 幼児・生徒数
石 川 県 立 盲 学 校	視 覚 障 害	小学部			6 年	- 人
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	11
			保 健 理 療 科		3	8
			専攻科	保 健 理 療 科	3	8
				理 療 科	3	8
石 川 県 立 ろ う 学 校	聴 覚 障 害	幼稚部			3	9
		小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	19
			専攻科	情 報 デ ザ イン 科	2	8
石 川 県 立 明 和 特 別 支 援 学 校	肢体不自由	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	14
	知的障害	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	79
石 川 県 立 い し か わ 特 別 支 援 学 校	肢体不自由	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	23
	知的障害	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	46
石 川 県 立 小 松 瀬 領 特 別 支 援 学 校	肢体不自由	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	14
石 川 県 立 錦 城 特 別 支 援 学 校	知的障害	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	20
石 川 県 立 小 松 特 別 支 援 学 校	知的障害	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	33
石 川 県 立 七 尾 特 別 支 援 学 校	知的障害	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	33
石 川 県 立 七 尾 特 別 支 援 学 校 輪 島 分 校	知的障害	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	11
石 川 県 立 七 尾 特 別 支 援 学 校 珠 洲 分 校	知的障害	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	11
石 川 県 立 医 王 特 別 支 援 学 校	病 弱	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	14

石川県立医王特別支援学校 小松みどり分校	部 別	小学部		6	-
		中学部		3	-

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「教職員課」を「教職員課  
教員指導力向上推進室」に改める。

第五条の表庶務課の項中第二十七号を第二十八号とし、第二号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 2 教育委員会内の法規、財産、情報化等の連絡調整に関すること。

第五条の表教職員課の項第三号中「研修」の下に「（教員指導力向上推進室の分掌事務を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

教員指導力	1 教員研修制度改革に関すること。
向上推進室	2 いしかわ師範塾の企画・運営に関すること。

第九条第一項の表課長の項から室次長の項までの規定中「企画調整室」の下に「及び教員指導力向上推進室」を加え、同条第二項の表主任指導主事 指導主事の項中

「

学 校 指 導 課
ス ポ ー ツ 健 康 課

」を「

教員指導力向上推進室
学 校 指 導 課
ス ポ ー ツ 健 康 課

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を教育長に委任する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第五号

石川県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を教育長に委任する規則を廃止する規則

石川県教育委員会が当事者となる争訟に係る権限を教育長に委任する規則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県教職員の互助会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第六号

石川県教職員の互助会に関する規則の一部を改正する規則

石川県教職員の互助会に関する規則（昭和四十六年石川県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

記 録

石川縣教育委員會訓令第 1 号

石川縣教育委員會訓令第 1 号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

石川縣教育委員會事務局等職員旅費取扱規程 (昭和41年石川縣教育委員會訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月26日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 5 条中「27円」を「28円」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川縣教育委員會訓令第 2 号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

石川縣教育委員會文書管理規程 (平成14年石川縣教育委員會訓令第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月26日

石 川 県 教 育 委 員 会

別表第 1 中 「 教職員課 」 を 「 教職員課 教員指導力向上推進室 教職 教指推 」 に改め

る。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

石川縣教育委員會告示第 6 号

石川縣公立学校職員旅費取扱規程 (昭和37年石川縣教育委員會告示第11号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月26日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 5 条中「27円」を「28円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

